

伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館規則（昭和57年10月15日教委規則第8号）

最終改正:平成30年7月13日教育委員会規則第7号

改正内容:平成30年7月13日教育委員会規則第7号〔平成31年4月1日〕

（趣旨）

第1条 この規則は、伊丹市立体育施設条例（昭和57年伊丹市条例第25号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館（以下「体育館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人使用の利用時間帯）

第2条 個人使用の利用時間帯は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

卓球	午前9時から 午前9時50分 まで	午前10時から 午前10時50分 まで	午前11時から 午前11時50分 まで	午後0時から 午後0時50分 まで	午後1時から 午後1時50分 まで	午後2時から 午後2時50分 まで
	午後3時から 午後3時50分 まで	午後4時から 午後4時50分 まで	午後5時から 午後5時50分 まで	午後6時から 午後6時50分 まで	午後7時から 午後7時50分 まで	午後8時から 午後8時50分 まで
卓球以 外のス ポーツ	午前9時から 午前10時まで	午前10時から 午前11時まで	午前11時から 午後0時まで	午後0時から 午後1時まで	午後1時から 午後2時まで	午後2時から 午後3時まで
	午後3時から 午後4時まで	午後4時から 午後5時まで	午後5時から 午後6時まで	午後6時から 午後7時まで	午後7時から 午後8時まで	午後8時から 午後9時まで

（専用使用に係る予約等）

第3条 体育館の施設を専用使用しようとする者は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の前月の初日から同月7日までの間に、教育委員会が別に定める方法により、仮予約を行うことができる。

2 前項に規定する期間経過後、指定管理者は、同項の規定により仮予約を行つた者について、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める者を予約者として決定する。この場合において、予約者とならなかつた者については、当該仮予約は、効力を失う。

- （1）2以上の者から一の施設の同一の日時に係る仮予約があつた場合 当該仮予約を行つた者のうち、抽選により選出された者
- （2）前号に規定する場合以外の場合 当該仮予約を行つた者

3 第1項の規定により仮予約を行つた者は、当該仮予約を行つた日から同月7日までの間において仮予約の取消しを行うことができる。

（専用使用許可の申請）

第4条 条例第6条第1項の規定により体育館の施設の専用使用の許可を受けようとする者は、教育委員会が別に定める方法により申請を行わなければならない。ただし、前条第2項の規定により予約者となつた者については、当該予約を申請とみなす。

2 前項本文の申請は、使用日の属する月の前月の13日（同日が休館日の場合は翌日）から受け付けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する期日前に申請を受け付けることができる。

- （1）本市またはその機関が主催または共催する事業等に使用するとき。
- （2）その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

（専用使用の許可）

第5条 指定管理者は、前条第1項の申請があつた場合において、その使用目的および内容を審査し、適当と認めたときは、使用許可書（以下「許可書」という。）を交付するものとする。

（個人使用の申請等）

第6条 施設を個人使用しようとする者は、使用しようとするときに、口頭による申請を行わなければならない。

2 前項の申請については、利用料金の納付があつたことにより、許可したものとする。

（専用使用の期間）

第7条 施設の専用使用の期間は、引き続き6日を超えることができない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用時間）

第8条 施設を使用することができる時間は、許可を受けた時間内とし、準備および後片付け等に要する時間を含めたものとする。

2 施設の専用使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、やむを得ない理由により当該許可に係る使用時間を超えて施設を専用使用しようとするときは、使用時間延長許可申請書に既に交付を受けた使用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、体育館の管理上支障がないと認めるときは、前項の申請に係る使用時間の延長を許可するものとする。

（利用料金の承認申請等）

第9条 指定管理者は、条例第10条の2第1項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、当該利用料金の額その他教育委員会が必要と認める事項を記載した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査のうえ、承認または不承認を決定し、その旨を当該申請をした者に書面で通知するものとする。

3 指定管理者は、前項の規定による承認を受けたときは、速やかに当該承認に係る利用料金の額を周知しなければならない。

（利用料金の納付）

第10条 条例第10条の2第1項の規定による利用料金は、専用使用の許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- 2 第8条第3項の規定による使用時間の延長の許可を受けて施設を専用使用する場合の当該使用時間延長に係る利用料金は、専用使用終了後直ちに納付しなければならない。
(専用使用の許可の変更)
- 第11条 使用者は、専用使用の許可を受けた内容を変更しようとするときは、体育施設使用許可変更申請書に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、当該変更の内容がやむを得ないと認めたときは、前項の申請に係る許可をするものとする。
(専用使用取消届)
- 第12条 使用者は、専用使用を取り消そうとするときは、遅滞なく体育施設使用取消届に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。
(利用料金の減免)
- 第13条 条例第10条の3の教育委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合および額とする。
- (1) 本市またはその機関が主催または共催する事業等に専用使用するとき。利用料金の全額
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の学校が教育活動として使用するとき。利用料金の全額
 - (3) 本市またはその機関が後援する事業等に専用使用するとき。利用料金の100分の50に相当する額
 - (4) 市内に居住する60歳以上の者が、平日(土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日以外の日)の昼間(午前9時から午後5時までをいう。)において個人使用するとき。利用料金の100分の50に相当する額
 - (5) 市内に居住する身体障害者(児)、知的障害者(児)または精神障害者(児)およびその介護者またはこれらの者が過半数である団体が、営利を目的としないで使用するとき。利用料金の100分の50に相当する額
 - (6) その他教育委員会が必要と認めるとき。教育委員会が必要と認める額
- 2 利用料金の減免を受けようとする者が、前項各号の2以上の規定に該当する場合は、いずれか一つの減免額の多い規定のみを適用する。
- 3 利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第4号または第5号の規定により減免を受けようとする者については、指定管理者に当該減免を受けるべき資格を証明する書面を提示することにより、指定管理者に利用料金減免申請書を提出したものとみなす。
(利用料金の還付)
- 第14条 条例第10条の4ただし書の教育委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合および額とする。
- (1) 災害その他不可抗力により施設の使用ができなくなつたとき。利用料金の全額
 - (2) 第4条第1項ただし書の規定の適用を受ける者が、使用日(引き続き2日以上使用する場合は、その最初の日。次号および第4号において同じ。)の属する月の前月の10日から12日までの間に専用使用の取消しを申し出たとき。利用料金の全額
 - (3) 使用者が使用日の7日前までに専用使用の取消しを申し出た場合において、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたとき。利用料金の100分の80に相当する額
 - (4) 使用者が使用日の前日までに専用使用の取消しを申し出た場合において、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたとき。利用料金の100分の50に相当する額
- 2 利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。
(特別の設備等の承認)
- 第15条 使用者は、特別の設備をし、または備付け以外の器具を使用しようとするときは、その内容を記載した仕様書その他指定管理者が必要と認めるものを使用許可申請書または許可書に添付し、指定管理者の承認を受けなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の承認をしたときは、許可書にその旨を表示するものとする。
(使用後の点検)
- 第16条 使用者は、施設の専用使用が終わつたときは、指定管理者にその旨を告げ、点検を受けなければならない。
- 2 使用者が特別の設備をし、または備付け以外の器具を使用した場合において、その使用が終わつたときは、直ちに原状に回復し、指定管理者にその旨を告げ、点検を受けなければならない。
(利用者の遵守事項)
- 第17条 使用者その他体育館を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 指定管理者の許可を受けないで、物品の販売、宣伝および寄附金品の募集その他これらに類する行為をしないこと。
 - (2) 指定管理者の許可を受けないで、ポスター・ビラ等を配付し、または掲示しないこと。
 - (3) 所定の場所以外で喫煙し、または火気を使用しないこと。
 - (4) 所定の場所以外で飲食しないこと。
 - (5) 所定の場所以外に出入りしないこと。
 - (6) 体育館シューズを使用すること。
 - (7) その他指定管理者の指示すること。
- (損傷、滅失の届出)
- 第18条 利用者は、建物または附属設備もしくは備品を損傷し、または滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。
(指定管理者不在の場合における教育委員会による管理)
- 第19条 条例第18条の規定により教育委員会が自ら体育館の管理を行う場合においては、第2条ただし書中「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」とあるのは「教育委員会が必要と認めるときは」と、第3条第2項、第5条、第7条ただし書、第8条第2項および第3項、第11条、第12条、第13条第3項および第4項、第14条第2項ならびに第15条から前条までの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」として、これらの規定を適用する。
(申請書等の様式)
- 第20条 この規則に定める申請書その他の様式は、教育委員会が別に定める。
(細則)
- 第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。
-

伊丹市立緑ヶ丘プール規則（昭和57年10月15日教委規則第9号）

最終改正:平成30年7月13日教育委員会規則第7号

改正内容:平成30年7月13日教育委員会規則第7号〔平成31年4月1日〕

（趣旨）

第1条 この規則は、伊丹市立体育施設条例（昭和57年伊丹市条例第25号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、伊丹市立緑ヶ丘プール（以下「緑ヶ丘プール」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（専用使用の時間）

第2条 専用使用の時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

（1）日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）以外の日 午前8時から午前9時45分までおよび午後7時15分から午後9時まで

（2）日曜日および休日 午前7時から午前8時45分までおよび午後7時15分から午後9時まで

（許可の基準）

第3条 条例第7条第1項第5号の規定により教育委員会が不適当と認めるときは、保護者が同行しない幼児および小学校3年生以下の児童が使用しようとするときとする。

（一般使用の申請等）

第4条 一般使用における使用は、入場券、回数入場券または利用料金一括払い契約書（以下「契約書」という。）に基づく利用券に受付印を押すことにより許可したものとする。

2 前項の規定に基づき許可を受けた者の利用料金は、入場のときに納付しなければならない。ただし、利用券による利用料金については契約書のとおりとする。

（専用使用の申請等）

第5条 専用使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の4日前までに伊丹市立緑ヶ丘プール専用使用許可申請書（以下「申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理した場合において、その使用目的および内容を審査し、適当と認めたときは、伊丹市立緑ヶ丘プール専用使用許可書（以下「許可書」という。）を交付する。

3 前項の許可書の交付を受けた者は、直ちに専用利用料金を納付しなければならない。

（専用使用の期間）

第6条 専用使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（専用使用の時間）

第7条 施設を専用使用することができる時間は、許可を受けた時間内とし、準備および後片付け等に要する時間を含めたものとする。

（専用使用の許可の変更）

第8条 施設の専用使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、専用使用の許可を受けた内容を変更しようとするときは、体育施設使用許可変更申請書に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、当該申請の内容がやむを得ないと認めたときは、前項の申請に係る許可をするものとする。

（専用使用取消届）

第9条 使用者は、専用使用を取り消そうとするときは、遅滞なく体育施設使用取消届に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の承認申請等）

第10条 指定管理者は、条例第10条の2第1項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、当該利用料金の額その他教育委員会が必要と認める事項を記載した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査のうえ、承認または不承認を決定し、その旨を当該申請をした者に書面で通知するものとする。

3 指定管理者は、前項の規定による承認を受けたときは、速やかに当該承認に係る利用料金の額を周知しなければならない。

（利用料金の減免）

第11条 条例第10条の3の教育委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合および額とする。

（1）本市またはその機関が主催または共催する事業等に専用使用するとき。利用料金の全額

（2）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校が教育活動として使用するとき。利用料金の全額

（3）4歳未満の幼児が使用するとき。利用料金の全額

（4）本市またはその機関が後援する事業等に専用使用するとき。利用料金の100分の50に相当する額

（5）市内に居住する60歳以上の者（第4条の入場券による使用許可を受けた者に限る。）が、平日（土曜日、日曜日および休日以外の日をいう。）において使用するとき。利用料金の100分の50に相当する額

（6）市内に居住する身体障害者（児）、知的障害者（児）または精神障害者（児）およびその介護者またはこれらの者が過半数である団体が、営利を目的としないで使用するとき。利用料金の100分の50に相当する額

（7）その他教育委員会が必要と認めるとき。教育委員会が必要と認める額

2 利用料金の減免を受けようとする者が、前項各号の2以上の規定に該当する場合は、いずれか一つの減免額の多い規定のみを適用する。

3 利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第5号または第6号の規定により減免を受けようとする者については、指定管理者に当該減免を受けるべき資格を証明する書面を提示することにより、指定管理者に利用料金減免申請書を提出したものとみなす。
(利用料金の還付)
- 第12条 条例第10条の4ただし書の教育委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合および額とする。
- (1) 天候不良等により使用できないとき。 利用料金の全額
 - (2) 災害その他不可抗力により施設の使用ができなくなつたとき。 利用料金の全額
 - (3) 使用者が使用日(引き続き2日以上使用する場合は、その最初の日。次号において同じ。)の7日前までに専用使用の取消しを申し出た場合において、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたとき。 利用料金の100分の80に相当する額
 - (4) 使用者が使用日の前日までに専用使用の取消しを申し出た場合において、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたとき。 利用料金の100分の50に相当する額
- 2 利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。
(特別の設備等の承認)
- 第13条 使用者は、特別の設備をし、または備付け以外の器具を使用しようとするときは、その内容を記載した仕様書その他指定管理者が必要と認めるものを申請書に添付し、指定管理者の承認を受けなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の承認をしたときは、許可書にその旨を表示するものとする。
(使用後の点検)
- 第14条 使用者は、施設の専用使用が終わつたときは、指定管理者にその旨を告げ、点検を受けなければならない。
- 2 使用者が特別の設備をし、または備付け以外の器具を使用した場合において、その使用が終わつたときは、直ちに原状に回復し、指定管理者にその旨を告げ、点検を受けなければならない。
(遵守事項)
- 第15条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 許可書または入場券等を携帯し、係員の求めに応じて提示すること。
 - (2) 指定管理者の許可を受けないで、物品の販売、宣伝および寄付金品の募集その他これらに類する行為をしないこと。
 - (3) 指定管理者の許可を受けないで、ポスター・ビラ等を配付し、または掲示しないこと。
 - (4) 所定の場所以外で喫煙し、または火気を使用しないこと。
 - (5) 所定の場所以外で飲食しないこと。
 - (6) 所定の場所以外に出入りしないこと。
 - (7) その他指定管理者の指示すること。
- (損傷、滅失の届出)
- 第16条 使用者は、建物または付属設備もしくは備品を損傷し、または滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。
(指定管理者不在の場合における教育委員会による管理)
- 第17条 条例第18条の規定により教育委員会が自ら緑ヶ丘プールの管理を行う場合においては、第2条ただし書中「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」とあるのは「教育委員会が必要と認めるときは」と、第5条第1項および第2項、第6条、第8条、第9条、第11条第3項および第4項、第12条第2項ならびに第13条から前条までの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」として、これらの規定を適用する。
(申請書等の様式)
- 第18条 この規則に定める申請書その他の様式は、教育委員会が別に定める。
(細則)
- 第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。
-

伊丹市立野球場等規則（昭和52年6月30日教委規則第6号）

最終改正:令和8年3月31日教育委員会規則第12号

改正内容:令和8年3月31日教育委員会規則第12号〔令和8年4月1日〕

（趣旨）
第1条 この規則は、伊丹市立体育施設条例（昭和57年伊丹市条例第25号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、伊丹市立野球場等（条例別表第7に掲げる施設をいう。以下「野球場等」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（用途）
第2条 野球場等は、次の用途に供するものとする。

名称	用途	
伊丹市立野球場	軟式野球・ソフトボール	
伊丹市立猪名川テニスコート	テニス	
伊丹市立猪名川第1運動広場	軟式野球・ソフトボール・ラグビー・その他陸上運動	
伊丹市立猪名川第2運動広場	少年野球・女子ソフトボール・その他陸上運動	
伊丹市立猪名川第3運動広場	A	少年野球・女子ソフトボール・その他陸上運動
	B	少年野球・ソフトボール・少年サッカー・その他陸上運動
伊丹市立猪名川第4運動広場	少年野球・ソフトボール・サッカー・その他陸上運動	
伊丹市立古池運動広場	少年野球・女子ソフトボール・その他陸上運動	
伊丹市立堀池運動広場	バレーボール・ドッジボール・ポートボール・その他陸上運動	
伊丹市立神津第1運動広場	軟式野球・少年硬式野球・ソフトボール	
伊丹市立神津第2運動広場	軟式野球・少年硬式野球・ソフトボール	
伊丹市立瑞ヶ池トリムランニングコース	陸上運動	
伊丹市立昆陽池トリムランニングコース	陸上運動	

（使用に係る予約等）
第3条 野球場等のうち次の各号に掲げる施設を使用しようとする者は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の前月の初日から同月7日までの間に、教育委員会が別に定める方法により、仮予約を行うことができる。

- （1）伊丹市立野球場
 - （2）伊丹市立猪名川第1運動広場
 - （3）伊丹市立猪名川第2運動広場
 - （4）伊丹市立猪名川第3運動広場
 - （5）伊丹市立猪名川第4運動広場
 - （6）伊丹市立古池運動広場
- 2 前項に規定する期間経過後、指定管理者は、同項の規定により仮予約を行つた者について、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める者を予約者として決定する。この場合において、予約者とならなかつた者については、当該仮予約は、効力を失う。
- （1）2以上の者から一の施設の同一の日時に係る仮予約があつた場合 当該仮予約を行つた者のうち、抽選により選出された者
 - （2）前号に規定する場合以外の場合 当該仮予約を行つた者
- 3 第1項の規定により仮予約を行つた者は、当該仮予約を行つた日から同月7日までの間において仮予約の取消しを行うことができる。
- （使用許可の申請）

- 第4条 条例第6条第1項または第2項の規定により野球場等の使用の許可を受けようとする者（伊丹市立瑞ヶ池トリムランニングコースおよび伊丹市立昆陽池トリムランニングコースについては、専用使用しようとする者に限る。）は、教育委員会が別に定める方法により申請を行わなければならない。ただし、前条第2項の規定により予約者となつた者については、当該予約を申請とみなす。
- 2 前項本文の申請は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める日（その日が日曜日または国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のときは、その翌日）から受け付けるものとする。
- （1）第3条第1項各号に掲げる施設 使用日の属する月の前月の13日
 - （2）前号に掲げる施設以外の施設 使用日の属する月の前月の初日
- 3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、前項各号に規定する期日前に申請を受け付けることができる。
- （1）本市またはその機関が主催または共催する事業等に使用するとき。
 - （2）その他教育委員会が特に必要と認めるとき。
- （使用の許可等）

第5条 指定管理者または教育委員会は、前条第1項の申請があつた場合において、その使用目的および内容を審査し、適当と認めたときは、伊丹市立野球場等使用許可書（以下「許可書」という。）を交付するものとする。

2 前項の許可書の交付を受けたときは、条例第10条の2第1項の規定による利用料金を納付しなければならない。

(使用期間)

第6条 施設の使用期間は、引き続き6日を超えることができない。ただし、指定管理者または教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用時間)

第7条 施設を使用することができる時間は、許可を受けた時間内とし、準備および後片付け等に要する時間を含めたものとする。

(使用許可の変更)

第8条 施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の許可を受けた内容を変更しようとするときは、体育施設使用許可変更申請書に許可書を添えて指定管理者または教育委員会に提出しなければならない。

2 指定管理者または教育委員会は、当該申請の内容がやむを得ないと認めたときは、前項の申請に係る許可をするものとする。

(使用取消届)

第9条 使用者は、使用を取り消そうとするときは、遅滞なく体育施設使用取消届に許可書を添えて指定管理者または教育委員会に提出しなければならない。

(利用料金の承認申請等)

第10条 指定管理者は、条例第10条の2第1項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、当該利用料金の額その他教育委員会が必要と認める事項を記載した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査のうえ、承認または不承認を決定し、その旨を当該申請をした者に書面で通知するものとする。

3 指定管理者は、前項の規定による承認を受けたときは、速やかに当該承認に係る利用料金の額を周知しなければならない。

(利用料金の減免)

第11条 条例第10条の3の教育委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合および額とする。

(1) 本市またはその機関が主催または共催する事業等に使用するとき。利用料金の全額

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の学校が教育活動として使用するとき。利用料金の全額

(3) 本市またはその機関が後援する事業等に使用するとき。利用料金の100分の50に相当する額

(4) 市内に居住する60歳以上の者が主たる構成員である団体が、平日(土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日を含む。)の昼間(9時から17時までを含む。)に使用するとき。利用料金の100分の50に相当する額

(5) 市内に居住する身体障害者(児)、知的障害者(児)または精神障害者(児)およびその介護者またはこれらの者が過半数である団体が、営利を目的としないで使用するとき。利用料金の100分の50に相当する額

(6) その他教育委員会が必要と認めるとき。教育委員会が必要と認める額

2 利用料金の減免を受けようとする者が前項各号の2以上の規定に該当する場合は、いずれか一つの減免額の多い規定のみを適用する。

3 利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、第1項第4号または第5号の規定により減免を受けようとする者は、当該減免を受けるべき資格を証明する書面を提示しなければならない。

(利用料金の還付)

第12条 条例第10条の4ただし書の教育委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合および額とする。

(1) 天候不良等により使用できないとき。利用料金の全額

(2) 災害その他不可抗力により使用できなくなつたとき。利用料金の全額

(3) 第4条第1項ただし書の規定の適用を受ける者が、使用日の属する月の前月の10日から12日までの間に使用の取消しを申し出たとき。利用料金の全額

(4) 使用者が使用日(引き続き2日以上使用する場合は、その最初の日。次号において同じ。)の7日前までに使用の取消しを申し出た場合において、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたとき。利用料金の100分の80に相当する額

(5) 使用者が使用日の前日までに使用の取消しを申し出た場合において、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたとき。利用料金の100分の50に相当する額

2 使用中において、天候不良等により使用を中止したときは、使用不能の割合に応じ、既納の利用料金の一部を還付することができる。

3 前2項の規定に基づき利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(特別の設備等の承認)

第13条 使用者は、特別の設備をし、または備付け以外の器具を使用しようとするときは、その内容を記載した仕様書その他指定管理者または教育委員会が必要と認めるものを伊丹市立野球場等使用許可申請書または許可書に添付し、指定管理者または教育委員会の承認を受けなければならない。

2 指定管理者または教育委員会は、前項の承認をしたときは、許可書にその旨を表示するものとする。

(使用後の点検)

第14条 使用者は、施設の使用が終わつたときは、指定管理者または教育委員会にその旨を告げ、点検を受けなければならない。

2 使用者が特別の設備をし、または備付け以外の器具を使用した場合において、その使用が終わつたときは、直ちに原状に回復し、指定管理者または教育委員会にその旨を告げ、点検を受けなければならない。

(利用者の遵守事項)

第15条 使用者その他野球場等を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 指定管理者または教育委員会の許可を受けずに、物品の販売、宣伝および寄付金品の募集その他これらに類する行為をしないこと。

(2) 指定管理者または教育委員会の許可を受けずに、ポスター・ビラ等を配付し、または掲示しないこと。

(3) 喫煙し、または火気を使用しないこと。

(4) その他指定管理者または教育委員会の指示すること。

(損傷、減失の届出)

第16条 利用者は、付属設備または備品を損傷し、または減失したときは、直ちに指定管理者または教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者不在の場合における教育委員会による管理)

第17条 条例第18条の規定により教育委員会が自ら野球場等の管理を行う場合においては、第3条第2項、第11条第3項および第12条第3項中「指定管理者」とあり、ならびに第5条第1項、第6条ただし書、第8条、第9条および第13条から前条までの規定中「指定管理者または教育委員会」とあるのは「教育委員会」として、これらの規定を適用する。

(申請書等の様式)

第18条 この規則に定める申請書その他の様式は、教育委員会が別に定める。

(細則)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。
